

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）について

新型コロナウイルス感染症にかかる対応として、国において実施される子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を、本市において速やかに支給できるように検討しておりますので、報告いたします。

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活の支援を行う観点から、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対して、給付金を支給する。

2 支給対象者等

支給対象者		支給額	支給時期
①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者		児童1人あたり一律5万円	6月30日で検討 (申請不要)
②18歳年度末までの児童(障害児の場合20歳未満)を養育している者 ※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象	ア令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 イ新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者		可能な限り速やかに実施 (要申請)

3 補助率

事務費含め、全額国庫負担（10／10）

4 その他

制度の詳細な部分は今後国から通知等がある予定